公立大学法人三条市立大学教職員給与規則

目次

第１章　総則（第１条―第５条）
第２章　給料（第６条―第11条）
第３章　諸手当（第12条―第26条）
第４章　補則（第27条―第30条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、公立大学法人三条市立大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第26条の規定に基づき、同規則第２条に規定する教職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　給与　給料及び諸手当をいう。

(2)　給料　公立大学法人三条市立大学教職員の勤務時間等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第２条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって諸手当を除いたものをいう。

(3)　諸手当　管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、入試手当、管理職特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいう。

（給与支払の原則）

第３条　給与は、通貨で、直接教職員に、その全額を支払われなければならない。ただし、次に掲げるものは、教職員に支給する給与から控除することができる。

(1)　法令で定めるもの

(2)　労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第１項ただし書の協定に規定するもの

２　前項の規定にかかわらず、給与は、教職員の申出により、その全部又は一部を当該教職員が指定する本人名義の預金口座に支払うことができる。

３　教職員が死亡した場合は、その給与を遺族に支給する。この場合の遺族の範囲及び順位は、公立大学法人三条市立大学教職員退職手当規則第３条に定めるところによる。

（給与の支給）

第４条　給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）の計算期間は、月の初日から末日までとする。

２　給与は、次項及び第３項を除いて、毎月の21日に支給する。
３　給与のうち、時間外勤務手当、休日勤務手当、入試手当及び管理職特別勤務手当は、当該月分を翌月の21日に支給する。
４　給与のうち、期末手当及び勤勉手当は、６月30日及び12月10日に支給する。
５　前３項の支給日が勤務時間等規程第４条の週休日又は同規程第６条の休日（以下「週休日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い週休日等でない日に支給する。

（給与の減額）

第５条　教職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間等規程第６条の休日である場合、勤務時間等規程第７条の代休日である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない１時間につき、第20条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

第２章　給料

（給料）

第６条　教職員の給料は月額とし、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれに定める給料表を適用する。

(1)　就業規則第２条第２号に規定する教員　教育職給料表（別表第１）
(2)　同規則第２条第３号に規定する職員　一般職給料表（別表第２）

２　教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第３の級別職務分類表に定めるとおりとする。
３　再雇用する職員の給料月額は、第１項第２号に定める一般職給料表の再雇用職員の区分に掲げる額とする。ただし、適用する職務の級は、理事長が別に定める。

（初任給の基準）

第７条　新たに教職員を採用した場合におけるその教職員の号給は、別に定める初任給の基準により決定する。

（昇格の基準）

第８条　教職員の昇格（教職員の職務の級をその上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）は、別に定める昇格の基準により決定する。

（昇給の基準）

第９条　教職員の昇給は、毎年１月１日に、同日前１年間におけるその者の勤務成績に応じて行う。
２　前項の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を４号給（教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が５級である者及び一般

職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が６級である者にあっては、３号給）とすることを標準として、別に定める基準により決定する。

３　55歳に達した教職員の第１項の規定による昇給は、同項に規定する期間の全部を極めて良好又は特に良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号級数は、勤務成績に応じて、別に定める基準により決定する。

４　前項の規定にかかわらず、年俸制の教員及び再雇用の職員は昇給しない。

５　教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号級を超えて行うことができない。

６　前各項に規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

（号給の決定）

第10条　教職員が１の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、別に定めるところにより決定する。

（給料の支給に関する基準）

第11条　新たに教職員となった者にはその日から給料を支給し、昇給降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

２　教職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

３　教職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

４　第１項又は第２項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与の計算期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

第３章　諸手当

（管理職手当）

第12条　管理職手当は、管理又は監督の地位にある教職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給する。

２　前項の管理職手当を支給する職及び支給月額は、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じて、同表の右欄に掲げる額とする。

職	支給月額
学部長	41,100円
事務局長	41,100円
次長	41,100円
課長	31,000円

３　管理職手当を支給する職を複数兼ねる場合は、上位の管理職手当のみを支給する。

４　第18条及び第19条の規定は、第２項に規定する職にある教職員には適用しない。

（扶養手当）

第13条　扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して、支給する。

２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の

扶養を受けている者をいう。

(1)　配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2)　満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子

(3)　満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある孫

(4)　満60歳以上の父母及び祖父母

(5)　満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある弟妹

(6)　重度心身障がい者

3　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、扶養親族とはみなさない。

(1)　教職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の基礎となっている者

(2)　年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(3)　重度心身障がい者の場合は、前２号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者

4　扶養手当の月額は、第２項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき6,500円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１万円とする。

5　扶養親族たる子のうち、満15歳に達する日後の最初の４月１日から満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

6　新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その教職員は直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1)　新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2)　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第２項第２号、第３号又は第５号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の３月31日の経過により扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

7　扶養手当の支給は、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が教職員となった日、教職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその教職員に同項第１号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている教職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている教職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠く

に至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

８　扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第１号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1)　扶養手当を受けている教職員に更に第６項第１号に掲げる事実が生じた場合

(2)　扶養手当を受けている教職員の扶養親族で第６項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3)　教職員の扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るもののうち、特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（住居手当）

第14条　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給する。

(1)　自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額１万2,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員

(2)　第17条の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額１万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの

２　住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1)　月額２万3,000円以下の家賃を支払っている教職員　家賃の月額から１万2,000円を控除した額

(2)　月額２万3,000円を超える家賃を支払っている教職員　家賃の月額から２万3,000円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が１万6,000円を超えるときは、１万6,000円）を１万1,000円に加算した額

３　前項の規定にかかわらず、第１項第２号に掲げる教職員の住居手当の月額は、前項の規定の例により算出した額の２分の１に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（通勤手当）

第15条　通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

(1)　通勤のために交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする教職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤

距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

(2)　通勤のために自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具又は自転車（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

２　通勤手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　前項第１号に掲げる教職員　支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として６月を超えない範囲内で１月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、１月）をいう。以下同じ。）につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１月当たりの運賃等相当額」という。）が５万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、５万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が２以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、１月当たりの運賃等相当額の合計額が５万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち、最も長い支給単位期間につき、５万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2)　前項第２号に掲げる教職員　次の表の左欄に掲げる自動車等の片道の使用距離の区分に応じて、同表の右欄に掲げる１月当たりの額

自動車等の片道の使用距離	１月当たりの額
４キロメートル未満	2,900円
４キロメートル以上６キロメートル未満	4,000円
６キロメートル以上８キロメートル未満	5,100円
８キロメートル以上10キロメートル未満	6,200円
10キロメートル以上12キロメートル未満	7,400円
12キロメートル以上14キロメートル未満	8,500円
14キロメートル以上16キロメートル未満	9,600円
16キロメートル以上18キロメートル未満	10,700円
18キロメートル以上20キロメートル未満	11,800円
20キロメートル以上22キロメートル未満	12,900円
22キロメートル以上24キロメートル未満	13,900円
24キロメートル以上26キロメートル未満	15,000円
26キロメートル以上28キロメートル未満	16,000円
28キロメートル以上30キロメートル未満	17,000円

30キロメートル以上32キロメートル未満	18,100円
32キロメートル以上34キロメートル未満	19,100円
34キロメートル以上36キロメートル未満	20,200円
36キロメートル以上38キロメートル未満	21,200円
38キロメートル以上40キロメートル未満	22,200円
40キロメートル以上42キロメートル未満	23,300円
42キロメートル以上44キロメートル未満	24,300円
44キロメートル以上46キロメートル未満	25,400円
46キロメートル以上48キロメートル未満	26,400円
48キロメートル以上50キロメートル未満	27,400円
50キロメートル以上52キロメートル未満	28,500円
52キロメートル以上54キロメートル未満	29,500円
54キロメートル以上56キロメートル未満	30,600円
56キロメートル以上58キロメートル未満	31,600円
58キロメートル以上60キロメートル未満	32,600円
60キロメートル以上62キロメートル未満	33,700円
62キロメートル以上64キロメートル未満	34,700円
64キロメートル以上66キロメートル未満	35,800円
66キロメートル以上68キロメートル未満	36,800円
68キロメートル以上70キロメートル未満	37,800円
70キロメートル以上72キロメートル未満	38,900円
72キロメートル以上74キロメートル未満	39,900円
74キロメートル以上76キロメートル未満	41,000円
76キロメートル以上78キロメートル未満	42,000円
78キロメートル以上80キロメートル未満	43,000円
80キロメートル以上	44,100円

3　第１項各号に規定する教職員が出張、休暇、欠勤その他の理由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しない場合は、その月の通勤手当は支給しない。

4　通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の給与支給日に支給する。

5　通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

6　前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（手当支給の始期及び終期）

第16条　前２条の手当の支給は、教職員の届出に基づき、事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、支給要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

２　教職員の届出が事実の生じた日から15日を経過した後になされた場合の手当の支給については、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

３　前２条の手当の月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項の規定は、手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（単身赴任手当）

第17条　単身赴任手当は、勤務部署を異にする異動又は在勤する勤務部署の移転に伴い、住居を移転し、次に掲げる事情により同居していた配偶者と別居することとなった教職員（再雇用する職員を除く。）で、当該異動若しくは移転の直前の住居から当該異動若しくは移転の直後に在勤する勤務部署までの通勤距離が片道60キロメートル以上であるもの又はそれに相当する程度に通勤が困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員その他権衡上必要があると理事長が認めた教職員に支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務部署に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

(1)　配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある教職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

(2)　配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。

(3)　配偶者が引き続き就業すること。

(4)　配偶者が教職員又は配偶者の所有に係る住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。

(5)　配偶者が教職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

２　単身赴任手当の月額は、３万円（教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である教職員にあっては、次の表の左欄に掲げる教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて、同表の右欄に掲げる１月当たりの額を加算した額）とする。

教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離	１月当たりの額
100キロメートル以上300キロメートル未満	8,000円
300キロメートル以上500キロメートル未満	16,000円

500キロメートル以上700キロメートル未満	24,000円
700キロメートル以上900キロメートル未満	32,000円
900キロメートル以上1,100キロメートル未満	40,000円
1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満	46,000円
1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満	52,000円
1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	58,000円
2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満	64,000円
2,500キロメートル以上	70,000円

（時間外勤務手当）

第18条　正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第20条に規定する勤務１時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じた割合（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)　正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した教職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務　100分の125

(2)　前号に掲げる勤務以外の勤務　100分の135

２　前項の規定にかかわらず、あらかじめ勤務時間等規程第２条の規定により割り振られた１週間の正規の勤務時間（以下この条において、「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務手当が支給される時間に相当する時間を除く。）に対して、勤務１時間につき、第20条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

３　前２項の規定にかかわらず、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が１月について60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第20条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（休日勤務手当）

第19条　休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、次条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支

給する。

（勤務１時間当たりの給与額の算出）

第20条　勤務１時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じて得た額を、１週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から勤務時間等規程第６条に規定する休日の数に7.75を乗じて得た数を基準とした数の155を減じた数で除して得た額とする。

（入試手当）

第21条　入試手当は、入試業務に従事した教員に対して、別に定める額を支給する。

（管理職特別勤務手当）

第22条　第12条第２項に規定する職にある教職員が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により、週休日等又は週休日等以外の日の午前０時から午前５時までの間であって、正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該教職員に管理職特別勤務手当を支給することができる。ただし、週休日等については、勤務に従事した時間が６時間を超えるものとする。

２　管理職特別勤務手当の額は、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じて、週休日等に勤務した場合にあっては同表の中欄に、週休日等以外の日の午前０時から午前５時までの間に勤務した場合にあっては同表の右欄にそれぞれ定める額とする。

職	週休日等に勤務した場合	週休日等以外の日の午前０時から午前５時までの間に勤務した場合
学部長	15,000円	5,000円
事務局長	15,000円	5,000円
次長	15,000円	5,000円
課長	12,000円	4,000円

（期末手当）

第23条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対して、第４条第４項に規定する日（以下次条から第26条までにおいて、これらの日を「支給日」という。）に支給する。

２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額（第12条第２項に規定する職にある教職員（以下「特定管理教職員」という。）にあっては100分の102.5を乗じて得た額）に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)　６か月　100分の100

(2)　５か月以上６か月未満　100分の80

(3)　３か月以上５か月未満　100分の60

(4)　３か月未満　100分の30

３　再雇用する職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」と

あるのは「100分の65」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」とする。

4　前２項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在において教職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額とする。

5　給料表の適用を受ける教職員で、職務の複雑、困難及び責任の度合等を考慮して、当該各給料表につき、別表第４に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して、同表に定める教職員の区分に応じて、同表に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第２項の期末手当基礎額とする。

6　第１項の規定により期末手当の支給を受ける教職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する教職員（次条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる教職員以外の教職員とする。

(1)　無給休職者（就業規則第14条第１項第１号の規定に該当して休職にされている教職員のうち、給与の支給を受けていない教職員をいう。）

(2)　刑事休職者（就業規則第14条第１項第２号の規定に該当して休職にされている教職員をいう。）

(3)　停職者（就業規則第42条第３号の規定により停職にされている教職員をいう。）

(4)　公立大学法人三条市立大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児休業等規程」という。）第２条の規定により育児休業をしている教職員のうち、非常勤教職員

7　第２項に規定する在職期間は、この規則の適用を受ける教職員として在職した期間とし、当該期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1)　前項第３号に掲げる教職員として在職した期間については、その全期間

(2)　育児休業等規程第２条の規定により育児休業をしている教職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が２以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が１か月以下である教職員を除く。）として在職した期間については、その２分の１の期間

(3)　休職にされていた期間については、その２分の１の期間

(4)　育児休業等規程第13条の規定により育児短時間勤務をしている教職員として在職した期間については、短縮した期間の２分の１の期間

8　第２項に規定する在職期間は、基準日以前６月以内の期間において、三条市の職員から引き続き教職員になった者については、その者の当該職員としての引き続いた在職期間を教職員としての引き続いた在職期間とみなす。

（期末手当の支給制限）

第24条　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一部差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第42条第５号の規定による懲戒解雇の処分を受けた教職員

(2)　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第21条の規定により解雇された教職員（同条第２項第１号に該当して解雇された教職員を除く。）

(3)　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した教職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4)　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の支給の一時差止）

第25条　理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに退職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1)　退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2)　退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対して期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認める場合

２　理事長は、一時差止処分を受けた者について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1)　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)　一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し公訴を提起しない処分があった場合

(3)　一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起

訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して１年を経過した場合

３　前項の規定は、理事長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

（勤勉手当）

第26条　勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する教職員に対して、その者の勤務成績に応じて、支給日に支給する。

２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第５項に規定する教職員の勤務期間による割合（同項において、「期間率」という。）に第６項に規定する教職員の勤務成績による割合（同項において、「成績率」という。）を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる教職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1)　前項の教職員のうち再雇用職員以外の教職員　当該教職員の勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の97.5（特定管理職員にあっては、100分の117.5）を乗じて得た額の総額

(2)　前項の教職員のうち再雇用職員　当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5（特定管理職員にあっては、100分の57.5）を乗じて得た額の総額

３　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき給料の月額とする。

４　第23条第５項の規定は、第２項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第５項中「前項」とあるのは「第26条第３項」と、「合計額に、給料の月額に」とあるのは「給料の月額に、その額に」と、「期末手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

５　期間率は、基準日以前６月以内の期間における教職員の勤務期間の区分に応じて、別表第５に定める割合とする。

６　成績率は、当該教職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で理事長が定めるものとする。

(1)　勤務成績が特に優秀な教職員　100分の107.5（特定管理教職員にあっては、100分の127.5）

(2)　勤務成績が優秀な教職員　100分の102.5（特定管理教職員にあっては、100分の122.5）

(3)　勤務成績が良好な教職員　100分の97.5（特定管理教職員にあっては、100分の117.5）

(4)　勤務成績がやや良好でない教職員　100分の92.5（特定管理教職員にあっては、100分の112.5）

(5)　勤務成績が良好でない教職員　100分の87.5（特定管理教職員にあっては、100分の107.5）

7　再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項第１号中「100分の107.5（特定管理教職員にあっては、100分の127.5)」とあるのは「100分の57.5（特定管理教職員にあっては、100分の67.5」と、同項第２号中「100分の102.5（特定管理教職員にあっては、100分の122.5)」とあるのは「100分の52.5（特定管理教職員にあっては、100分の62.5)」と、同項第３号中「100分の97.5（特定管理教職員にあっては、100分の117.5)」とあるのは「100分の47.5(特定管理教職員にあっては､100分の57.5)」と、同項第４号中「100分の92.5（特定管理教職員にあっては、100分の112.5)」とあるのは「100分の42.5（特定管理教職員にあっては、100分の52.5)」と、同項第５号中「100分の87.5（特定管理教職員にあっては、100分の107.5)」とあるのは「100分の37.5（特定管理教職員にあっては、100分の47.5)」とする。

8　前２条の規定は、第１項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第24条中「前条第１項」とあるのは「第26条第１項」と読み替えるものとする。

9　第１項の規定により勤勉手当の支給を受ける教職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する教職員（前項において準用する第24条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる教職員以外の教職員とする。

(1)　休職にされている者

(2)　第23条第６項第３号及び第４号に該当する者

10　第５項に規定する勤務期間は、この規則の適用を受ける教職員として在職した期間とし、当該期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1)　第23条第６項第３号に掲げる教職員として在職した期間

(2)　育児休業等規程第２条の規定により育児休業をしている教職員として在職した期間した期間

(3)　休職にされていた期間

(4)　第５条の規定により給与を減額された期間

(5)　負傷又は疾病（業務上の災害及び通勤中の災害による負傷又は疾病を除く。）により勤務しなかった期間から勤務時間等規程第４条に規定する週休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(6)　育児休業等規程第６条の規定による介護休業の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(7)　育児休業等規程第13条の規定により育児・介護短時間勤務をしている教職員として１日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、

その勤務しなかった期間

(8)　基準日以前６月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

第４章　補則

（休職者の給与）

第27条　教職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第２条第２項及び第３項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第14条第１項第１号に掲げる事由に該当して休職を命じられたときは、その休職の期間中は、給与の100分の100を支給する。

２　教職員が結核性疾患にかかり、就業規則第14条第１項第１号に掲げる事由に該当して休職を命じられたときは、その休職期間が満２年に達するまでは、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当の100分の80を支給することができる。

３　教職員が前２項以外の心身の故障により就業規則第14条第１項第１号に掲げる事由に該当して休職を命じられたときは、その休職の期間が満１年に達するまでは、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当の100分の80を支給することができる。

４　教職員が就業規則第14第１項第２号に掲げる事由に該当して休職を命じられたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当及び住居手当の100分の60以内を支給することができる。

５　就業規則第14条第１項の規定により休職を命じられた教職員には、前各項の定める給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

（育児休業等取得者の給与）

第28条　育児休業等規程の定めるところにより育児休業等をする教職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

(1)　育児休業をしている期間については、次号に定めるもののほか、給与を支給しない。

(2)　基準日にそれぞれ育児休業をしている教職員のうち、基準日以前６月以内の期間において勤務した期間がある教職員には、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。

(3)　育児休業をした教職員が職務に復帰した場合において、他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(4)　教職員が育児短時間勤務の承認を受けて勤務しない場合には、その期間の勤務しない１時間につき、第20条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（介護休業等取得者の給与）

第29条　育児休業等規程の定めるところにより介護休業等をする教職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

(1)　介護休業をしている期間については、給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）を支給しない。

(2)　介護休業をした教職員が職務に復帰した場合において、他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(3)　教職員が介護短時間勤務の承認を受けて勤務しない場合には、その期間の勤務しない１時間につき、第20条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（その他）

第30条　この規則に定めるもののほか、教職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　令和３年６月期における勤勉手当の成績率は、第26条第６項にかかわらず、100分の92.5（特定管理教職員にあっては、100分の112.5）とする。ただし、再雇用職員については、100分の45（特定管理教職員にあっては、100分の55）とする。

（65歳を超える教員に係る給与の特例）

３　65歳を超える教員は、第６条第２項の規定にかかわらず、65歳に達した年度以降の給料を年俸制とし、給料年額4,796,400円とする。また、諸手当のうち、扶養手当、住居手当、通勤手当、休日勤務手当及び入試手当を支給する。

４　前項に規定する教員の給与は、給料年額に12分の１を乗じて得た額に該当する諸手当を加えた額を、第４条に規定する支給日に支給する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和３年12月１日から施行する。

（令和３年12月期における期末手当に関する特例措置）

２　令和３年12月期における期末手当に関する第23条第２項及び第３項の規定の適用については、第23条第２項中「100分の122.5」とあるのは「100分の117.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の97.5」と、同条第３項中「100分の122.5」とあるのは「100分の117.5」と、「100分の65」とあるのは「100分の60」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の55」とあるのは「100分の50」とする。

（勤勉手当の調整）

３　当分の間、勤勉手当の成績率は、第26条第６項にかかわらず、100分の92.5（特定管理教職員にあっては、100分の112.5）とする。ただし、再雇用職員については、100分の45（特定管理教職員にあっては、100分の55）とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和４年11月30日から施行する。ただし、第６条第１項に掲げる改正後の別表第１及び別表第２の規定は、令和４年４月１日から適用する。

（令和４年12月期における勤勉手当に関する特例措置）

２　令和４年12月期における勤勉手当の成績率は、第26条第６項にかかわらず、100分の102.5（特定管理教職員にあっては、100分の122.5）とする。ただし、再雇用職員については、100分の50（特定管理教職員にあっては、100分の60）とする。

（勤勉手当の調整）

３　令和５年度以降、当分の間、勤勉手当の成績率は、第26条第６項にかかわらず、100分の97.5（特定管理教職員にあっては、100分の117.5）とする。ただし、再雇用職員については、100分の47.5（特定管理教職員にあっては、100分の57.5）とする。

別表第１（第６条関係）

教育職給料表

職務の級	１級	２級	３級	４級	５級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	177,900	220,100	281,000	327,600	406,000
2	180,000	222,400	284,000	330,500	408,300
3	182,000	224,600	286,800	333,500	410,700
4	184,000	226,800	289,600	336,500	413,200
5	185,800	228,900	292,200	339,700	415,300
6	188,200	231,000	294,600	342,100	417,800
7	190,600	233,200	296,800	344,700	420,000
8	193,000	235,300	299,100	347,100	422,500
9	195,500	237,600	301,600	349,800	424,200
10	198,000	240,000	304,000	352,500	426,700
11	200,700	242,400	306,400	355,200	429,000
12	203,300	244,800	308,900	358,200	431,300
13	205,700	246,900	311,200	361,000	432,700
14	207,600	249,300	313,200	362,900	434,900
15	209,400	251,700	315,200	365,100	437,100
16	211,400	254,100	316,900	367,600	439,400
17	213,400	256,100	319,100	369,600	441,500
18	215,100	259,200	320,900	371,800	443,900
19	216,900	262,300	322,900	373,900	446,200
20	218,600	265,400	324,600	375,800	448,600
21	220,400	268,300	326,300	377,600	450,700
22	222,300	271,300	328,700	379,400	453,000
23	224,200	274,200	330,900	380,900	455,400
24	226,100	277,100	333,300	382,100	457,700
25	227,900	279,700	335,300	383,500	459,700
26	230,000	282,300	337,300	385,300	461,900
27	232,100	284,800	339,400	387,100	464,000
28	234,200	287,400	341,800	389,000	466,200
29	236,100	290,000	344,000	390,900	468,300
30	238,300	292,300	346,100	392,600	470,600
31	240,600	294,500	348,000	394,300	472,800
32	242,900	296,800	349,800	396,000	474,900
33	245,100	299,000	351,700	397,600	476,800
34	246,900	301,200	353,600	399,400	478,900
35	248,600	303,700	355,300	400,900	481,200

36	250, 300	305, 900	356, 800	402, 700	483, 400
37	251, 800	308, 400	358, 400	403, 800	485, 500
38	253, 300	309, 700	360, 400	405, 400	487, 500
39	254, 700	311, 400	362, 500	406, 900	489, 400
40	256, 200	312, 800	364, 400	408, 400	491, 300
41	258, 100	314, 500	366, 300	409, 300	493, 300
42	259, 700	315, 000	368, 200	410, 900	495, 200
43	261, 100	315, 500	370, 000	412, 400	496, 900
44	262, 600	316, 000	371, 800	414, 000	498, 800
45	263, 800	316, 800	373, 600	415, 300	500, 700
46	265, 300	317, 800	375, 400	416, 900	502, 500
47	266, 900	318, 600	376, 900	418, 300	504, 300
48	268, 200	319, 600	378, 700	419, 900	506, 200
49	269, 600	320, 400	380, 200	421, 300	507, 900
50	270, 100	321, 300	381, 800	422, 600	509, 600
51	270, 600	322, 100	383, 400	423, 900	511, 400
52	271, 300	322, 900	385, 100	425, 200	513, 300
53	271, 800	324, 000	386, 200	425, 900	514, 900
54	272, 300	324, 800	387, 700	426, 900	516, 500
55	272, 800	325, 500	389, 100	427, 800	518, 200
56	273, 300	326, 300	390, 700	428, 700	519, 800
57	273, 800	326, 800	392, 000	429, 600	521, 400
58	274, 900	327, 500	393, 400	430, 500	522, 700
59	275, 800	328, 400	394, 700	431, 400	524, 000
60	276, 800	329, 200	396, 200	432, 300	525, 200
61	277, 700	330, 200	397, 500	433, 200	526, 400
62	278, 700	331, 200	398, 900	434, 100	527, 400
63	279, 600	332, 300	400, 400	435, 100	528, 400
64	280, 500	333, 400	401, 900	436, 200	529, 400
65	281, 300	334, 100	402, 900	437, 100	530, 000
66	282, 000	335, 200	404, 000	438, 100	530, 900
67	283, 000	335, 900	405, 000	439, 100	531, 800
68	283, 900	337, 000	406, 100	440, 000	532, 700
69	284, 400	337, 600	407, 100	441, 000	533, 600
70	285, 200	338, 700	408, 000	442, 000	534, 400
71	286, 000	339, 600	408, 800	442, 900	535, 100
72	286, 900	340, 700	409, 600	443, 900	535, 600
73	287, 700	341, 000	410, 400	444, 900	536, 300
74	288, 800	342, 000	411, 300	445, 800	536, 800
75	289, 900	343, 000	412, 100	446, 700	537, 600
76	290, 900	344, 000	412, 900	447, 700	538, 200
77	291, 400	345, 000	413, 600	448, 500	538, 700

78	292, 400	346, 000	414, 100	449, 000	539, 300
79	293, 300	346, 900	414, 500	449, 700	539, 900
80	294, 200	347, 800	414, 900	450, 300	540, 500
81	295, 100	348, 800	415, 200	451, 100	541, 100
82	296, 000	349, 800	415, 600	451, 800	
83	296, 900	350, 800	415, 900	452, 100	
84	297, 800	351, 800	416, 300	452, 700	
85	298, 300	352, 400	416, 600	453, 100	
86	299, 100	353, 000	417, 000	453, 500	
87	299, 900	353, 600	417, 400	453, 900	
88	300, 800	354, 200	417, 800	454, 200	
89	301, 400	354, 800	418, 100	454, 500	
90	302, 000	355, 200	418, 500	454, 900	
91	302, 700	355, 600	418, 900	455, 300	
92	303, 300	356, 100	419, 200	455, 600	
93	304, 000	356, 600	419, 500	455, 900	
94	304, 600	357, 000	419, 900	456, 300	
95	305, 200	357, 500	420, 200	456, 600	
96	305, 800	358, 000	420, 500	456, 900	
97	306, 500	358, 600	420, 800	457, 200	
98	307, 100	359, 100	421, 200	457, 600	
99	307, 700	359, 500	421, 500	457, 900	
100	308, 300	360, 000	421, 800	458, 200	
101	308, 700	360, 400	422, 100	458, 500	
102	309, 000	360, 900	422, 500		
103	309, 300	361, 200	422, 800		
104	309, 700	361, 700	423, 100		
105	310, 000	362, 200	423, 400		
106	310, 400	362, 600	423, 800		
107	310, 700	363, 100	424, 100		
108	311, 000	363, 600	424, 400		
109	311, 400	364, 000	424, 700		
110	311, 700	364, 500	425, 000		
111	312, 100	365, 000	425, 300		
112	312, 500	365, 400	425, 600		
113	312, 800	365, 800	425, 900		
114	313, 200	366, 200	426, 200		
115	313, 500	366, 700	426, 500		
116	313, 800	367, 100	426, 800		
117	314, 000	367, 500	427, 000		
118	314, 300	367, 900			
119	314, 700	368, 400			

120	315, 100	368, 800			
121	315, 300	369, 100			
122	315, 600	369, 500			
123	316, 000	370, 000			
124	316, 400	370, 300			
125	316, 600	370, 700			
126	316, 800	371, 200			
127	317, 100	371, 700			
128	317, 500	372, 100			
129	317, 700	372, 500			
130	318, 000	373, 000			
131	318, 400	373, 500			
132	318, 600	374, 000			
133	318, 800	374, 500			
134	319, 100	375, 000			
135	319, 500	375, 500			
136	319, 700	376, 000			
137	319, 900	376, 500			
138	320, 100	377, 000			
139	320, 300	377, 500			
140	320, 600	378, 000			
141	321, 000	378, 500			
142	321, 300				
143	321, 600				
144	321, 900				
145	322, 300				
146	322, 600				
147	322, 800				
148	323, 100				
149	323, 500				
150	323, 800				
151	324, 100				
152	324, 300				
153	324, 600				
154	324, 900				
155	325, 200				
156	325, 500				
157	325, 700				

別表第２（第６条関係）

一般職給料表

職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000

36	202, 900	250, 000	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600
37	204, 200	250, 900	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000
38	205, 500	252, 200	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200
39	206, 700	253, 400	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400
40	208, 000	254, 700	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500
41	209, 300	256, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600
42	210, 600	257, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800
43	211, 900	258, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000
44	213, 200	259, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100
45	214, 300	260, 900	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800
46	215, 600	262, 100	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500
47	216, 900	263, 400	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200
48	218, 200	264, 500	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900
49	219, 200	265, 600	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500
50	220, 300	266, 600	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100
51	221, 300	267, 800	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600
52	222, 300	268, 900	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000
53	223, 300	269, 900	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400
54	224, 200	270, 900	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700
55	225, 100	272, 000	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000
56	226, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300
57	226, 300	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600
58	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900
59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200
60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500
61	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800
62	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100
63	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400
64	231, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700
65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000
66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300
67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600
68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900
69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100
70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400
71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700
72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000
73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200
74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500
75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800
76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000
77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200

78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	
79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	
80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	
81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	
82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	
83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	
84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	
85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	
86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200		
87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600		
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000		
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400		
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900		
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300		
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700		
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000		
94		294, 900	342, 600			
95		295, 200	343, 100			
96		295, 600	343, 500			
97		295, 800	343, 700			
98		296, 100	344, 100			
99		296, 500	344, 500			
100		296, 900	344, 800			
101		297, 100	345, 100			
102		297, 400	345, 500			
103		297, 800	345, 900			
104		298, 100	346, 300			
105		298, 300	346, 800			
106		298, 600	347, 200			
107		299, 000	347, 600			
108		299, 300	348, 000			
109		299, 500	348, 500			
110		299, 900	348, 900			
111		300, 300	349, 200			
112		300, 600	349, 500			
113		300, 800	350, 000			
114		301, 000				
115		301, 300				
116		301, 700				
117		301, 900				
118		302, 100				
119		302, 400				

120		302,700				
121		303,100				
122		303,300				
123		303,600				
124		303,900				
125		304,200				
再雇用職　員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

別表第３（第６条関係）

級別職務分類表

ア　教育職給料表級別職務分類表

職務の級	職務内容
１級	助手の職務
２級	助教の職務
３級	講師の職務
４級	准教授の職務
５級	教授の職務

イ　一般職給料表級別職務分類表

職務の級	職務内容
１級	主事の職務
２級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務
３級	主任の職務
４級	主査の職務
５級	課長の職務
６級	事務局長又は次長の職務

別表第４（第23条関係）

給料表	教職員	加算割合
教育職給料表	職務の級５級の教職員	100分の15
	職務の級４級の教職員及び３級の教職員	100分の10
	職務の級２級の教職員	100分の５
一般職給料表	職務の級６級の教職員	100分の15
	職務の級５級の教職員	100分の10
	職務の級４級及び３級の教職員	100分の５

別表第５（第26条関係）

勤務期間	割合
６か月	100 分の 100
５か月 15 日以上６か月未満	100 分の 95
５か月以上５か月 15 日未満	100 分の 90
４か月 15 日以上５か月未満	100 分の 80
４か月以上４か月 15 日未満	100 分の 70
３か月 15 日以上４か月未満	100 分の 60
３か月以上３か月 15 日未満	100 分の 50
２か月 15 日以上３か月未満	100 分の 40
２か月以上２か月 15 日未満	100 分の 30
１か月 15 日以上２か月未満	100 分の 20
１か月以上１か月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上１か月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の ５
零	零